

○豊中市情報セキュリティ規則

平成28年5月31日

規則第83号

豊中市電子計算組織の管理及び運営に関する規則（平成元年豊中市規則第49号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、情報セキュリティに関する基本的な事項について定めることにより、情報資産を適正かつ円滑に管理し、及び運用することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 情報資産 職員が業務上用いる情報及び当該情報を利用するための機器等をいう。
- （2） 機密性 情報資産の利用を許可された者に限り、当該情報資産を利用できる状態を確保することをいう。
- （3） 完全性 情報資産が破壊され、改ざんされ、又は滅失されていない状態を確保することをいう。
- （4） 可用性 情報資産の利用を許可された者が、必要なときに中断されることなく、情報資産を利用できる状態を確保することをいう。
- （5） 情報セキュリティ 情報資産の機密性、完全性及び可用性の維持をいう。
- （6） ネットワーク 電子計算機を相互に接続するための通信網及びその接続機器をいう。
- （7） 電磁的記録媒体 職員が業務上用いる情報が記録された磁気テープ、磁気ディスク、光ディスク、光磁気ディスク、フラッシュメモリその他これらに類するものをいう。
- （8） 情報システム 電子計算機、ネットワーク及び電磁的記録媒体で構成されるものであって、これらの全部又は一部で情報処理を行う仕組みをいう。

（対象とする脅威）

第3条 この規則において想定する情報資産に対する脅威は、次のとおりとする。

- （1） 不正アクセス、コンピュータウイルスによる攻撃、サービス不能攻撃等のサイバ

一攻撃，部外者の侵入，内部不正その他の意図的な要因による情報資産の漏えい，破壊，改ざん又は消去，重要な情報の詐取等

(2) 情報資産の無断での持ち出し，許可されていないソフトウェアの使用等の規定違反，設計又は開発の不備，プログラム上の欠陥，操作又は設定のミス，メンテナンスの不備，内部監査機能又は外部監査機能の不備，業務委託の管理の不備，マネジメントの欠陥，機器の故障その他の非意図的な要因による情報資産の漏えい，破壊，消去等

(3) 地震，落雷，火災その他の災害による業務の停止等

(4) 大規模かつ広範囲にわたる疾病による人員不足に伴う情報システムの運用の機能不全等

(5) 電力供給，通信又は水道供給の途絶その他の社会基盤の障害からの波及等
(行政機関の範囲)

第4条 この規則が適用される行政機関は，市長の事務部局，消防局及び上下水道局（以下「市長部局等」という。）とする。

(情報資産の範囲)

第5条 この規則は，次に掲げる情報資産を対象とする。

(1) 書面等（手書きで作成されたものを含む。）に記載された情報

(2) 電磁的記録媒体に記録された情報

(3) 情報の作成，保管又は利用を行うための情報システムを構成する機器等
(職員の遵守義務)

第6条 職員は，情報セキュリティの重要性を認識し，業務の遂行に当たっては，情報セキュリティポリシー（この規則及び第12条に規定する対策基準をいう。以下同じ。）を遵守しなければならない。

(組織体制)

第7条 市長は，情報資産について，情報セキュリティ対策（情報セキュリティに関する対策をいう。以下同じ。）を推進するため，情報セキュリティ統括責任者を置くほか，全庁的な組織体制を設けるものとする。

2 情報セキュリティ統括責任者は，都市経営部長をもって充て，情報セキュリティ対策を統括するものとする。

3 市長は，情報セキュリティ対策に関する重要事項の調査審議等を行うため，情報セキュリティ統括責任者を議長とするセキュリティ会議を設置するものとする。

(情報資産の分類及び管理)

第8条 市長部局等は、情報資産を情報セキュリティの観点から重要度に応じて分類するとともに、当該分類に応じて管理するものとする。

(情報セキュリティ対策)

第9条 市長部局等は、情報資産に対する脅威の発生を想定し、及び防止するため、次に掲げる情報セキュリティ対策を行うものとする。

- (1) 重要な情報資産を保管する区域の入退室管理，電子計算機の適正な設置その他の物理的な対策
- (2) 職員に対する教育及び啓発の実施，緊急時の連絡体制の構築その他の人的な対策
- (3) 不正アクセスの防止，情報システムの開発及び保守に係る適正な管理その他の技術的な対策

(情報セキュリティ監査及び自己点検の実施)

第10条 情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証するため，市長は情報セキュリティ監査（情報セキュリティに関する監査をいう。以下同じ。）を，市長部局等は自己点検を実施するものとする。

(情報セキュリティポリシーの見直し)

第11条 市長は，情報セキュリティ監査及び自己点検の結果又は情報セキュリティに関する状況の変化に応じ，情報セキュリティポリシーを見直すものとする。

(情報セキュリティに関する対策基準の策定)

第12条 市長は，情報セキュリティに関する具体的な遵守事項等を定めた対策基準を策定するものとする。

(情報セキュリティに関する実施手順の策定)

第13条 市長は，前条の対策基準に基づき，情報セキュリティに関する実施手順を策定するものとする。

(施行細目)

第14条 この規則に定めるもののほか，情報セキュリティに関して必要な事項は，別に定める。

附 則

- 1 この規則は，公布の日から施行する。
- 2，3 他の規則の一部改正〔略〕

附 則（令和3年9月30日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月22日規則第14号抄）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月30日規則第20号抄）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。